

第6号議案

第77回国民体育大会 医療救護基本計画（案）

第77回国民体育大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の傷病の発生に速やかに対処するため、県及び会場地市町村は、関係機関・団体等の協力を得て、次のとおり応急処置及び医療機関への移送等に必要な医療救護体制を整える。

1 救護所及び救護本部の設置

大会参加者等の傷病の発生に際し応急処置を行うため、総合開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

2 救護班の設置

救護所に医師、看護師等必要に応じた編成による救護班を配置する。

3 医薬品等の配備

救護所に、必要に応じて医薬品、医療機器、その他必要物品等を配備する。

4 移送先医療機関の確保

医療機関への移送が必要な傷病者が発生した場合に備え、予め移送先医療機関を確保する。

5 医療救護体制の周知徹底

大会参加者等の傷病の発生に伴う対応については、パンフレットの作成・配布等により、各都道府県、宿泊施設及び医療機関等に周知徹底を図る。

6 その他

上記のほか、医療救護に関して必要な業務については、要項等を定め推進する。